

東日本大震災復興構想会議運営要領（案）

（設置目的）

第1条 東日本大震災の被災地域の復興に向けた指針策定のための復興構想について、内閣総理大臣の諮問に基づき審議を行うため、東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）を設置する。

（会議の構成等）

第2条 会議の委員は、内閣総理大臣が参集する有識者等により構成する。
2 内閣総理大臣は、委員の中から、会議の議長を指名する。なお、内閣総理大臣の指名により議長を補佐する議長代理を置くことができる。

（会議の議事）

第3条 会議は、議長及び3人以上の委員の出席がなければ、開催することができない。
2 委員は、議長の了解を得て、代理の者を出席させることができる。
3 議事は、原則として出席委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席委員全員の一致が見られない場合にあっては、議長の裁断により、出席委員の過半数によって決することができる。

（部会の設置）

第4条 会議に、専門的事項について意見を求めるため、部会を置く。

（部会の構成等）

第5条 部会の委員（以下「専門委員」という。）は、内閣総理大臣が参集する有識者等により構成する。
2 会議の議長は、部会長を指名する。なお、会議の議長の指名により部会長を補佐する部会長代理を置くことができる。
3 会議の議長又は議長代理は、必要に応じて部会に出席するものとする。

（会議の公開等）

第6条 会議は、原則として非公開とする。
2 会議の配布資料、議事要旨等は、原則として公表する。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、内閣官房において処理する。

（雑則）

第8条 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。